政令第三百六十二号

医療機器等の品質、 有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律の一部

の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令

内閣は、 医薬品、 医療機器等の品質、 有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律

(令和七年法律第三十七号) の一 部の施行に伴い、 及び関係法律の規定に基づき、 この政令を制定する。

医薬品、 医療機器等の品質、 有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令の 部改正

第一 条 医薬品、 医療機器等の品質、 有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令(昭和三十六年政令第

十一号)の一部を次のように改正する。

目次中「第三十七条の三十九」を「第三十七条の四十」に、「第四十三条の四十六」を「第四十三条の

四十七」に、「検定」を「検査」に改める。

第三条中「第二条第十七項第三号」の下に「及び第三十六条の十一第一項第一号」を加える。

第十九条第一項中「第十五項」を「第十三項」に改める。

第二十条第一項中「第七項」を「第六項」に、 「同条第十五項」を「同条第十三項」に改め、 同条第二

項中「第七項」を「第六項」に改める。

第二十一条中「第十四条第七項」を「第十四条第六項」に改める。

第二十二条第一項中「第十四条第七項(同条第十五項」を「第十四条第六項(同条第十三項」に、 第

九項」を「第八項」に、 「第十四条の二の二第二項」を「第十四条の二の二の二第二項」に改める。

第二十三条中「第十四条第七項 (同条第十五項」を「第十四条第六項 (同条第十三項」に、 「第九項」

を 「第八項」に、 「第十四条の二の二第二項」を「第十四条の二の二の二第二項」に、「及び第十五項」

を「及び第十三項」に改める。

第二十五条第一項中「第十四条第十五項」を「第十四条第十三項」に、「第十四条第七項」を「第十四

条第六項」に改め、 同条第二項中「第十四条第十五項」を「第十四条第十三項」に、 「同条第七項」を

「同条第六項」に、「「第十五項」を「「第十三項」に改める。

第二十五条の次に次の一条を加える。

(医薬品 の製造販売の 承認における優先審査等に係る我が国と同等の水準の承認制度又はこれに相当す

る制度を有する国)

第二十五条の二 法第十四条第九項第一号の政令で定める国は、アメリカ合衆国、 英国、 カナダ、ドイツ

又はフランスとする。

第二十六条中「第十四条第十七項」を「第十四条第十五項」に改める。

第二十六条の七中「第十四条の二の二第一項 を 「第十四条の二の二の二第一項(」に、 「第十四条

の二の二第一項第二号」を「第十四条の二の二の二第一項第二号」に改める。

第二十七条第一項中「若しくは第十五項」を「若しくは第十三項」に、

「第十四条第六項若しくは第十

三項(これらの規定を同条第十五項」を「第十四条第五項(同条第十三項」に、 「又は第十四条の二の二

第二項」を「、第十四条の二の二第三項 (法第十九条の二第五項において準用する場合を含む。) 又は第

十四条の二の二の二第二項」に改め、同条第二項中「第十四条第七項(同条第十五項」を「第十四条第六

項 (同条第十三項」に、 「第九項」を「第八項」に、 「第十四条の二の二第二項」を「第十四条の二の二

の二第二項」に改める。

第二十八条第三項第一号中 「使用の成績その他その品質、 有効性及び安全性に関する」を「品質、 有効

性及び安全性に関する調査として厚生労働省令で定める」に改める。

第十四条の二第二項若しくは第十四条の二の二第三項」に、 5 四条の二の二第三項」を加え、 に び第六項」に、 を「第十三項」に改め、同表第十四条の二の三第一項の項中「同条第六項及び第七項」を「同条第五項及 の規定を同条第十五項」 おいて準用する場合を含む。)」 第三十条の表第十四条第十七項の項中「第十四条第十七項」を「第十四条第十五項」に、 「を同条第十五項」を「を同条第十三項」に、 を 「同条第六項 同表第十四条の二の三第三項の項中 を 「並びに第八項」に改め、 (同条第十三項) に、 「同条第五項」を 「第十四条の二第二項」 「若しくは第十四条の二第二項」 第九項並びに第十三項 「同条第七項若しくは第十三項(これ 「第十四条の二第五項」に の 下 に (同条第十五項 「第十五項」 第十

に、 同条第十五項」を「同条第六項(同条第十三項」に、 二第三項」 用する場合を含む。)」 第三十二条の表第十四条の二の三第一項の項中「同条第六項及び第七項」を「同条第五項及び第六項」 「を同条第十五項」 を加え、 同表第十四条の二の三第三項の項中 を を「を同条第十三項」に、 「並びに第八項」に改め、 「若しくは第十四条の二第二項」を「、 「第十四条の二第二項」 第九項並びに第十三項 「同条第七項若しくは第十三項(これらの の 下 に (同条第十五項において準 第十四 第十四条の 条の二の 対規定を

改める。

二第二項若しくは第十四条の二の二第三項」に、 「同条第五項」を「第十四条の二第五項」に改める。

第三十二条の四の表第十四条の二の三第三項の項中「同条第七項若しくは第十三項(これらの規定を同

条第十五項」を「同条第六項(同条第十三項」に、「若しくは第十四条の二第二項」を「、第十四条の二

第二項若しくは第十四条の二の二第三項」に、 「同条第五項」を「第十四条の二第五項」に改める。

第三十七条の十九中「第十五項」を「第十三項」に改める。

第三十七条の二十中「第七項」を「第六項」に、

「同条第十五項」を「同条第十三項」

に改める。

第三十七条の二十一中「第二十三条の二の五第七項」を「第二十三条の二の五第六項」に改める。

第三十七条の二十二第一項中「第二十三条の二の五第七項若しくは第九項」を「第二十三条の二の五第

六項若しくは第八項」に、「同条第十五項」を「同条第十三項」に、「第二十三条の二の六の二第二項」

を「第二十三条の二の六の三第二項」に改める。

第三十七条の二十五第一項中「第二十三条の二の五第十五項」を「第二十三条の二の五第十三項」に、

「第二十三条の二の五第七項及び第九項」を「第二十三条の二の五第六項及び第八項」に改め、 同条第二

項中「第二十三条の二の五第十五項」を「第二十三条の二の五第十三項」に、 「同条第七項又は第九項」

を「同条第六項又は第八項」に、 「「第十五項」を「「第十三項」に、 「同条第七項中」を「同条第六項

中」に改める。

第五章第一節中第三十七条の三十九を第三十七条の四十とし、第三十七条の三十六から第三十七条の三

十八までを一条ずつ繰り下げる。

第三十七条の三十五の表第二十三条の二の七第三項の項中「同条第七項若しくは第十三項 (これらの規

合を含む。)若しくは第二十三条の二の六の二第三項」に改め、 定を同条第十五項において準用する場合を含む。)」を「同条第六項(同条第十三項において準用する場 同条を第三十七条の三十六とし、第三十

七条の三十四を第三十七条の三十五とし、第三十七条の三十三を第三十七条の三十四とする。

十三条の二の五第十五項」に、「第十五項」を「第十三項」に改め、同表第二十三条の二の七第一項の項 第三十七条の三十二の表第二十三条の二の五第十七項の項中「第二十三条の二の五第十七項」を「第二

中 「同条第六項、 第七項、 第九項及び第十三項」を 「同条第五項、第六項及び第八項」に、 「同条第十五

項において準用する場合を含む。)」を「同条第十三項において準用する場合を含む。)、第二十三条の

二の六の二第三項」に改め、 同表第二十三条の二の七第三項の項中「同条第七項若しくは第十三項(これ

らの規定を同条第十五項」を「同条第六項(同条第十三項」に改め、「含む。)」の下に「若しくは第二 十三条の二の六の二第三項」を加え、同条を第三十七条の三十三とし、第三十七条の三十一を第三十七条 の三十二とする。

第六項若しくは第十三項(これらの規定を同条第十五項」を「第二十三条の二の五第五項 項」に、「又は第二十三条の二の六の二第二項」を「、第二十三条の二の六の二第三項(法第二十三条の 性及び安全性に関する調査として厚生労働省令で定める」に改め、 二の十七第五項において準用する場合を含む。)又は第二十三条の二の六の三第二項」に改め、同条第二 同 第三十七条の二十九第一号中「若しくは第十五項」を「若しくは第十三項」に、「第二十三条の二の五 第三十七条の三十第一号中「使用の成績その他その品質、 条第十五項」を 「第二十三条の二の五第七項若しくは第九項」を「第二十三条の二の五第六項若しくは第八項」に、 「同条第十三項」に、 「第二十三条の二の六の二第二項」を「第二十三条の二の六の 有効性及び安全性に関する」を「品質、 同条を第三十七条の三十一とする。 (同条第十三 有効

第三十七条の二十八を削り、第三十七条の二十七を第三十七条の二十九とし、第三十七条の二十六を第

三第二項」に改め、

同条を第三十七条の三十とする。

三十七条の二十八とし、第三十七条の二十五の次に次の二条を加える。

(医療機器及び体外診断用医薬品の製造販売の承認における優先審査等に係る我が国と同等の水準の承

認制度又はこれに相当する制度を有する国)

第三十七条の二十六 法第二十三条の二の五第九項第一号の政令で定める国は、 専ら動物のために使用さ

れることが目的とされている医療機器又は体外診断用医薬品以外の医療機器又は体外診断用医薬品の製

造販売の承認については、アメリカ合衆国とする。

(機構を経由しないで行う承認の申請の範囲)

第三十七条の二十七 法第二十三条の二の五第十五項(法第二十三条の二の十第一項(法第二十三条の二

の十九において準用する場合を含む。)並びに第二十三条の二の十七第五項及び第六項において準用す

る場合を含む。)の政令で定める承認の申請は、 専ら動物のために使用されることが目的とされている

医療機器及び体外診断用医薬品についての承認の申請とする。

第四十条の六を第四十条の七とし、 第四十条の五を第四十条の六とし、 第四十条の四の次に次の一条を

加える。

第四十条の五 法第二十三条の二の二十三第十一項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。 (指定高度管理医療機器等の製造販売の認証に係る機構による調査の立会い等に関する技術的読替え)

| | - | - | لم | Лζ | | | の七第二項 | 第二十三条の二一前 | 替える規定 | 法の規定中読み |
|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|------------|------|--------------------|--------------------|----------------|-------|-----------|
| 9通知する審査及び調査の結果を考慮 | するときは、機構が第六項の規定によ | 大臣は、第二十三条の二の五の承認を | とする。この場合において、厚生労働 | 当該医療機器等審查等 | | | に医療機器等審査等 | 前項 | | 読み替えられる字句 |
| | | | とする | 当該立会い等 | いう。) | の項及び第六項において「立会い等」と | に同条第九項の立会い及び助言(以下こ | 第二十三条の二の二十三第十項 | | 読み替える字句 |

| | しなければならない | |
|---------|-------------------|-------------|
| 第二十三条の二 | 医療機器等審査等を行つたとき、第四 | 立会い等を行つたときは |
| の七第六項 | 項の規定による届出を受理したとき、 | |
| | 又は前項の規定による報告を受けたと | |
| | きは | |
| | 当該医療機器等審査等の結果、届出の | 当該立会い等の結果を |
| | 状況又は報告を受けた旨を | |

第四十三条の二十二中「第十一項」を「第十三項」に改める。

第四十三条の二十四第一項中「同条第十一項」を「同条第十三項」に改める。

第四十三条の二十七第一項中「第二十三条の二十五第十一項」を「第二十三条の二十五第十三項」に改

め、 同条第二項中「第二十三条の二十五第十一項」を「第二十三条の二十五第十三項」に、「「第十一

項」を「「第十三項」に改める。

第六章中第四十三条の四十六を第四十三条の四十七とし、第四十三条の四十五を第四十三条の四十六と

し、第四十三条の四十四を第四十三条の四十五とする。

め、 第四十三条の四十三の表第二十三条の二十七第三項の項中「同条第十一項」を「同条第十三項」に改 同条を第四十三条の四十四とし、第四十三条の四十二を第四十三条の四十三とし、第四十三条の四十

一を第四十三条の四十二とする。

項」を「同条第十三項」に改め、同条を第四十三条の四十一とし、第四十三条の三十九を第四十三条の 第四十三条の四十の表第二十三条の二十七第一項の項及び第二十三条の二十七第三項の項中 「同条第十

四十とする。

三十九とし、第四十三条の三十七を第四十三条の三十八とする。 及び第二十三条の二十七第三項の項中「同条第十一項」を「同条第十三項」に改め、同条を第四十三条の 十三条の二十五第十五項」に、「第十一項」を「第十三項」に改め、同表第二十三条の二十七第一項の項 第四十三条の三十八の表第二十三条の二十五第十三項の項中「第二十三条の二十五第十三項」を「第二

効性及び安全性に関する調査として厚生労働省令で定める」に改め、同条を第四十三条の三十七とし、 第四十三条の三十六第一号中「使用の成績その他その品質、 有効性及び安全性に関する」を 「品質、 第 有

四十三条の三十五を第四十三条の三十六とし、第四十三条の二十九から第四十三条の三十四までを一条ず

つ繰り下げる。

第四十三条の二十八中「第二十三条の二十五第十三項」を「第二十三条の二十五第十五項」に改め、 同

条を第四十三条の二十九とし、第四十三条の二十七の次に次の一条を加える。

(再生医療等製品の製造販売の承認における優先審査等に係る我が国と同等の水準の承認制度又はこれ

に相当する制度を有する国)

第四十三条の二十八 法第二十三条の二十五第九項第一号の政令で定める国は、 アメリカ合衆国、

カナダ、ドイツ又はフランスとする。

第八章の章名中「検定」を「検査」に改める。

第五十八条の見出し中「検定」を「検査」に改め、同条中 「検定機関」を「検査機関」に、 「検定を」

を「検査を」に改め、「都道府県知事を経由して」を削る。

第五十九条の見出し中 「検定」を「検査」に改め、 同条中 「都道府県知事」 を 「出願者」に、 「の申請

書を受理した」を「に規定する医薬品、 再生医療等製品又は医療機器が検査機関における試験品の検査を

要するものとして厚生労働大臣の定めるものである」に、 「薬事監視員に試験品を採取させ、」を「同条

の」に、「これを検定機関」を「試験品を検査機関」に改める。

第六十条の見出しを「(検査合格証明書)」に改め、 同条第一項中「検定機関」を「検査機関」 に、

「前条の規定により送付された試験品」 を 「第五十八条に規定する医薬品、 再生医療等製品又は 医療機

器」に、 「検定を」を 「検査を」に、 「都道府県知事」 を 「出願者」に、 「医薬品 医療機器又は再生医

療等製品」 を 「医薬品、 再生医療等製品又は医療機器」 に、 「検定に」を 「検査に」に、 「検定合格証 明

書」を「検査合格 証 明書」に、 「送付しなければ」を「交付しなければ」に改め、 同条第二項を削る。

第六十一条を次のように改める。

第六十一条 削除

第六十二条中「検定」を「検査」に改める。

第六十四条の三の見出し中 「感染症定期報告」 を 「感染症評価報告」 に改める。

第七十二条第二項の表第二十二条第一項の項中 「第十四条第七項 (同条第十五項」を 「第十四条第六項

(同条第十三項」に、 「第九項」を「第八項」に、 「第十四条の二の二第二項」を「第十四条の二の二の

二第二項」に改める。

第七十三条の四第二項の表第三十七条の二十二第一項の項中「第二十三条の二の五第七項若しくは第九

項」を「第二十三条の二の五第六項若しくは第八項」に、「同条第十五項」を「同条第十三項」に、

二十三条の二の六の二第二項」を「第二十三条の二の六の三第二項」に改める。

第七十三条の六第二項の表第四十三条の二十四第一項の項中 「同条第十一項」を 「同条第十三項」に改

める。

第七十四条の四第一項中 「第四条第三項第四号ロ中「」の下に「又は」を加え、 「一般用医薬品又は薬

十六年政令第十一号)第三条に規定する薬局製造販売医薬品をいい、」を「、一般用医薬品又は第二条第 局製造販売医薬品 (医薬品、 医療機器等の品質、 有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令 (昭和三

十七項第三号及び第三十六条の十一第一項第一号に規定する医薬品 こに、 「において同じ。」を「にお

いて「薬局製造販売医薬品」という。」に、 「「同じ。)」」を「「イ又はロに掲げる医薬品」」 に、

「同じ。)又は薬局製造販売医薬品」 を「イ若しくはロに掲げる医薬品又は薬局製造販売医薬品」 に改

め、同条第四項中「第十五項」を「第十三項」に改める。

項」 項」 項中 \bigcirc 外診断用医薬品又は再生医療等製品」 第十二項を第十三項とし、 第十四項中 条第七項中 条第九項中 くは被包」を「若しくは被包に、」 条の二の六の二第一項」 条第一項中 第七十五条の見出し中「緊急承認及び特例承認に係る」を「法第八十条第八項に規定する」に改め、 を を に改め、 「第十四条の二の二第一項」を「第十四条の二の二の二第一項」に、 「第二十三条の二の六の三第一項」に、 「第六項の」に、 「第九項及び第十一項」を「第十項及び第十二項」に改め、 「被包」」を「被包に、」」に改め、 「検定」を「検査」に改め、 「第五項」の下に「又は第六項」を加え、 同項を同条第七項とし、 を 「第十四条の二の二第一項」 同条第十一項中 「第二十三条の二の六の三第一項」 に改め、 を「法第十四条の二の二の二第一項 同条第五項中 同条中第十六項を第十七項とし、 「若しくは直接の被包」を 同 項を同条第十二項とし、 「第九項若しくは第十一項」を 同項を同条第十項とし、 「法第八十条第八項に規定する医薬品 を 同項を同条第十五項とし、 「第十四条の二の二の二第一項」に、 に改め、 「又は直 同項を同条第八項とし、 同条中第十項を第十一項とし、 同 第十五項を第十六項とし、 「第二十三条の二の六の二第 同条中第八項を第九項とし、 項を同条第十四項とし、 (法第十九条の二第五項におい 接の被包に、 同条第十三項中 「第十項若しくは第十二 医療 「第二十三 ※機器、 同条第六 「第五項 同条中 「若し 同 体 同 同 同

第二十三条の二の五若しくは第二十三条の二の十七の承認を受けて製造販売がされた医療機器若しくは体 三条の二の六の三第一項(法第二十三条の二の十七第五項において準用する場合を含む。)若しくは第二 の二の六の二第一項」を「第二十三条の二の六の三第一項」に改め、同項を同条第六項とし、 再生医療等製品」に、 む。)の規定による法第二十三条の二十五若しくは第二十三条の三十七の承認を受けて製造販売がされた 合を含む。)若しくは第二十三条の二十八第一項(法第二十三条の四十第一項において準用する場合を含 十三条の二の八第一項 む。)の規定による法第十四条若しくは第十九条の二の承認を受けて製造販売がされた医薬品、法第二十 て準用する場合を含む。)若しくは第十四条の三第一項(法第二十条第一項において準用する場合を含 用医薬品又は法第二十三条の二十六の二第一項(法第二十三条の三十七第五項において準用する場 「第十四条の二の二第一項」を「第十四条の二の二の二第一項」に、「第二十三条 (法第二十三条の二の二十第一項において準用する場合を含む。) の規定による法 同条第四項

5 十九条の二第五項において準用する場合を含む。)の規定により公示された医薬品、法第二十三条の二 法第十四条第十項 (同条第十三項 (法第十九条の二第五項において準用する場合を含む。) 及び法第 の次に次の一項を加える。

により公示された再生医療等製品について法第五十二条第一項、第六十三条の二第一項又は第六十五条 1 体外診断用医薬品又は法第二十三条の二十五第十項(同条第十三項(法第二十三条の三十七第五項にお 二十三条の二の十七第五項において準用する場合を含む。)の規定により公示された医療機器若しくは の五第十項 の三の規定を適用する場合においては、これらの規定中「その容器又は被包」とあるのは、 て準用する場合を含む。)及び法第二十三条の三十七第五項において準用する場合を含む。) (同条第十三項(法第二十三条の二の十七第五項において準用する場合を含む。)及び法第 「これに添 0) 規定

め、 項」を「第八項」に改め、 第八十条第一項第一号及び第二項第五号中「第十五項及び第十六項」を「第十三項及び第十四項」 同項第七号中「第十四条第七項(同条第十五項」を「第十四条第六項(同条第十三項」に、 同号ハ中「第十四条第七項」を 「第十四条第六項」に改める。 「第九 に改

付する文書又はその容器若しくは被包」とする。

第八十一条第一項中 $\overline{}$ 第五十八条から第六十条まで、第六十一条第二項」 を削る る。

八中「アメリカ合衆国、 第八十三条中「)」とあるのは 英国、 カナダ、ドイツ又はフランス」とあるのは「アイルランド、アメリカ合衆 「都道府県知事」と」の下に「、第二十五条の二及び第四十三条の二十

国 英国、 オーストラリア、オランダ、スペイン、デンマーク、ドイツ、フランス又は南アフリカ共和

国」と」を加える。

医薬品、 医療機器等の品質、 有効性及び安全性の確保等に関する法律関係手数料令の一部改正)

第二条 医薬品、 医療機器等の品質、 有効性及び安全性の確保等に関する法律関係手数料令 (平成十七年政

令第九十一号)

の一部を次のように改正する。

第七条第一項第

号イ(1)及び(1)中

「第十四条の二の二第一項」

を

「第十四条の二の二の二第一

項

に改

め、 同項第二号中 「第十四条第十五項」を 「第十四条第十三項」 に改め、 同条第二項中 「同条第十五 項」

を「同条第十三項」に、「安全性に関する試験その他の試験の試験成績」 を 「品質、 有効性及び安全性」

に、 「試験を実施した」を「資料を収集し、又は作成した」に改める。

第七条の二の見出し中「条件付き承認」を「条件付承認」に、 「の申請」を「に当たっての調査」 に改

め、 同条第一項中 「第十四条第十三項 (同条第十五項 (法第十九条の二第五項において準用する場合を含

む。 及び法第十九条の二第五項」 を 「第十四条の二の二第三項 (法第十九条の二第五項及び第六項」

に、 「申請する」を「受けようとする」に改め、 同条第二項中 「第十四条第十二項 (同条第十五項 (法第

二項 準用する場合を含む。)及び法第十九条の二第五項」を 性に関する調査に関する資料」に、 項及び第六項」に、 十九条の二第五項において準用する場合を含む。)及び法第十九条の二第五項」を「第十四条の二の二第 (法第十九条の二第五項及び第六項」に、 「使用の成績等に関する調査を実施した」 「第十四条第十三項 「使用の成績等に関する資料」を「品質、 「第十四条の二の二第三項 (同条第十五項 を 「資料を収集し、 (法第十九条の二第五項にお 又は作成した」 (法第十九条の二第五 有効性及び安全 に改め いて

め、 に、 第八条第一項及び第二項中「第十四条第七項 同条第三項中 「第九項」を「第八項」に、「第十四条の二の二第二項」を「第十四条の二の二の二第二項」に改 「第十四条の二の二第二項」を「第十四条の二の二の二第二項」に改める。 (同条第十五項」を「第十四条第六項 (同条第十三項) る。

績等に関する調査を実施した」を 第九条第二項中 「使用成績等に関する資料」 「資料を収集し、 を 「品質、 又は作成した」 有効性及び安全性に関する資料」に、 に改める。 「使用成

に改め、 第十二条第一項第一号イ⑴中「第二十三条の二の六の二第一項」を「第二十三条の二の六の三第一 同号イ2及び4中「臨床試験の試験成績に関する資料その他の」 を「同項前段に規定する」に改 項

め、 性」に、 項」を「同条第十三項」に、 「第二十三条の二の五第十五項」を「第二十三条の二の五第十三項」に改め、同条第二項中「同条第十五 同号口②及び⑤中「臨床試験の試験成績に関する」を「同項前段に規定する」に改め、 「試験を実施した」を「資料を収集し、又は作成した」に改め、 「安全性に関する試験その他の試験の試験成績」 同条第四項を削る。 を 「品質、 有効性及び安全 同項第二号中

九項」 三条の二の六の三第二項」に改める。 「第二十三条の二の六の三第二項」に改め、 第十三条第一項及び第二項中「第二十三条の二の五第七項」を 「第八項」に、 「同条第十五項」 を 同条第三項中「第二十三条の二の六の二第二項」を「第二十 「同条第十三項」に、 「第二十三条の二の五第六項」に、 「第二十三条の二の六の二第二項」を 第

改め、 項中「第二十三条の二の五第十二項(同条第十五項 7 (法第二十三条の二の十七第五項及び第六項」に、 て準用する場合を含む。)及び法第二十三条の二の十七第五項」 第十三条の二の見出し中「条件付き承認」を「条件付承認」に、 同条第一項中「第二十三条の二の五第十三項 (同条第十五項 (法第二十三条の二の十七第五項において準用する場 「申請する」を「受けようとする」に改め、 「の申請」を「に当たっての調査」に を「第二十三条の二の六の二第三項 (法第二十三条の二の十七第五 同条第二 道にお

二の十七第五項及び第六項」に、 合を含む。)及び法第二十三条の二の十七第五項」を「第二十三条の二の六の二第二項(法第二十三条の おいて準用する場合を含む。)及び法第二十三条の二の十七第五項」を「第二十三条の二の六の二第三項 査に関する資料」に、「第二十三条の二の五第十三項 (法第二十三条の二の十七第五項及び第六項」に、 「使用の成績等に関する資料」を「品質、有効性及び安全性に関する調 「使用の成績等に関する調査を実施した」を (同条第十五項(法第二十三条の二の十七第五項に 「資料を

成績等に関する調査を実施した」を「資料を収集し、又は作成した」に改める。 第十四条第二項中 「使用成績等に関する資料」を「品質、 有効性及び安全性に関する資料」に、 「使用 収集し、

又は作成した」に改める。

績 め、 第二十二条第一項第二号中「第二十三条の二十五第十一項」を「第二十三条の二十五第十三項」に改 を 同条第二項中 「品質、 有効性及び安全性」に、 「同条第十一項」を「同条第十三項」に、 「試験を実施した」 を「資料を収集し、 「安全性に関する試験その他の試験 又は作成した」に改める。 の試

請する」を「受けようとする」に改め、 第二十三条の見出し中 「の申請」 を削り、 同条第二項中「同条第十一項」を「同条第十三項」に改める。 同条第一項中 「同条第十一項」を 「同条第十三項」に、 申

第二十四条第二項中「使用成績等に関する資料」を「品質、有効性及び安全性に関する資料」に、 「使

用成績等に関する調査を実施した」を「資料を収集し、又は作成した」に改める。

第二十九条中「第三十七条の二十六第三項」を「第三十七条の二十八第三項」に、 「第四十三条の三十

一第三項」を「第四十三条の三十二第三項」に改める。

第三十条中 「第三十七条の二十七第三項」を「第三十七条の二十九第三項」に、 「第四十三条の三十二

第三項」を「第四十三条の三十三第三項」に改める。

第三十二条第一項第二号中 「第十四条第十五項」を「第十四条第十三項」に改め、 同条第二項中

「第十四条の二の二の二第二項」に改め、同項第一号中「第十四条の二の二第五項」を「第十四条の二の

(同条第十五項」を「第十四条第五項(同条第十三項」に、「第十四条の二の二第二項」を

四条第六項

二の二第五項」に改め、同項第二号中「第十四条第十五項」を「第十四条第十三項」に、 「第十四条の二

の二第五項」を 「第十四条の二の二の二第五項」に改め、 同項第三号中 「第十四条の二の二第五項」を

「第十四条の二の二の二第五項」に改め、 同条第四項中 「第十四条第六項 (同条第十五項」を 「第十四条

第五項 (同条第十三項」に、 「第十四条の二の二第二項」を「第十四条の二の二の二第二項」に改め、 同

項中 項及び第六項」 準用する場合を含む。)及び法第十九条の二第五項」を 三項」に改め、 項第二号イ中「第十四条の二の二第五項」を「第十四条の二の二の二第五項」に改め、 条第六項」に、 四条第八項」に改め、 六項」に、 項」に改め、 条第十五項」を「第十四条第十三項」に、 「若しくは第八項」に、 号及び第二号中 「第十四条第七項 第十四 同号ハ中 に改め、 同項第二号中「第十四条第七項」を「第十四条第六項」に、 「第十四条第九項」 「第十五項」 条第九項」 同条第九項中「第十四条第十三項 「第十四条の二の二第五項」を「第十四条の二の二の二第五項」に改め、 (同条第十五項」を「第十四条第六項 同条第十一項中「第十五項」 「第十四条の二の二第二項」 を を 「第十四条第八項」 「第十三項」に改め、 を 「第十四条第八項」 「第十四条の二の二第五項」を「第十四条の二の二の二第五 を を に改め、 同項第三号中 (同条第十五項 (法第十九条の二第五項において 「第十三項」に、 「第十四条の二の二第三項 「第十四条の二の二の二第二項」 に改める。 (同条第十三項」に、 同条第六項第一号中 「第十四 「第十四条第七項」を 「第十四条第九項」を [条第七項] (法第十九条の二第五 「第十五 「若しくは第九項」を 同号口中 を に改め、 項」 第十 を 同条第五 「第十四 「第十四 应 同 「第十 「第十 項第

第三十三条第一項第一号ロ2及び3中「臨床試験の試験成績に関する」を「同項前段に規定する」 に改

め、 三条の二の五第三項前段に規定する」に改め、 する」を 二十三条の二の五第五項 十三条の二の六の三第五項」 五第三項前段に規定する」に改め、 十三条の二の六の三第五項」に改め、同号イ中「臨床試験の試験成績に関する」を「法第二十三条の二の る資料その他の」を「法第二十三条の二の五第三項前段に規定する」に改め、 二十三条の二の六の二第二項」を「第二十三条の二の六の三第二項」に改め、 から⑤までの規定中「臨床試験の試験成績に関する」を「同項前段に規定する」に改め、 の二の五第十五項」を「第二十三条の二の五第十三項」に、「第二十三条の二の六の二第五項」を「第二 の二の六の二第五項」を「第二十三条の二の六の三第五項」に改め、 「第二十三条の二の五第六項 同項第二号中「第二十三条の二の五第十五項」を「第二十三条の二の五第十三項」に改め、 「法第二十三条の二の五第三項前段に規定する」に改め、 (同条第十三項」に、 に改め、 (同条第十五項」を「第二十三条の二の五第五項 同号口中 同条第四 「臨床試験の試験成績に関する資料その他の」を「法第二十 頃中 同項第三号中 「第二十三条の二の六の二第二項」を「第二十三条の二の 「第二十三条の二の五第六項 「第二十三条の二の六の二第五項」 同号口 同号イ中 中 「臨床試験の試 同項第二号中 同項第一号中「第二十三条 (同条第十三項」に、 「臨床試 (同条第十五項」 験 \mathcal{O} 同条第二項中 試 験成績に関す 「第二十三条 験成績に関 を 同号口(2) を 「第二 「第 「第

項」に、 若しくは第八項」に、「同条第十五項」を「同条第十三項」に、「第二十三条の二の六の二第二項」を 項」に改め、同条第六項中「第二十三条の二の五第七項若しくは第九項」を「第二十三条の二の五第六項 二項」を「第二十三条の二の六の三第二項」に改め、 六の三第二項」に改め、同条第五項中「第二十三条の二の五第七項若しくは第九項」を「第二十三条の二 十三項 条の二の五第八項」に改め、 の五第六項若しくは第八項」に、 十三条の二の五第六項」に改め、 の二の五第十三項 「同条第九項」を「同条第八項」に改め、同項第三号中「第二十三条の二の五第七項」を「第二十三条の 「第二十三条の二の六の三第二項」に改め、 「第二十三条の二の五第八項」に改め、 () に改め、 同 条第九項」 (」に改め、 同号イ中「第二十三条の二の五第十五項」を「第二十三条の二の五第十三項」に、 を 同 同項第二号中 同号イ中 条第八項」に改め、 「同条第十五項」を「同条第十三項」に、「第二十三条の二の六の二第 同号イ中「第二十三条の二の五第九項」を「第二十三条の二の 同項第二号中 「第二十三条の二の五第十五項」を「第二十三条の二の五第十三 「第二十三条の二の五第十五項 同項第一号イ中「第二十三条の二の五第九項」を「第二十三 同項第三号中「第二十三条の二の五第七項」を 「第二十三条の二の五第十五項 同項第一号イ中「第二十三条の二の五第九項」を を 「第二十三条の二の五第 を 「第二十三条 五第八

に、 め、 二項」を「第二十三条の二の六の三第二項」に改め、 二の五第六項」に改め、同号イ中「第二十三条の二の五第九項」を「第二十三条の二の五第八項」に改 「第三十七条の二十八第四項」に、 同条第七項、第八項及び第十項中「第二十三条の二の五第七項」を「第二十三条の二の五第六項」 「第九項」を「第八項」に、 「同条第十五項」を「同条第十三項」に、「第二十三条の二の六の二第 「第三十七条の二十七第五項」を「第三十七条の二十九第五項」 同条第十七項中 「第三十七条の二十六第四項」を に改

改める。 第三十四条の二第一項第三号ロ及びニ中「臨床試験の試験成績に関する」を「同項前段に規定する」に める。

改め、 め、 を 項」を「第二十三条の二十五第十三項」に改め、 第三十六条第一項第二号中「第二十三条の二十五第十一項」を「第二十三条の二十五第十三項」に改 「第十三項」に改め、 同条第二項中「同条第十一項」を「同条第十三項」に改め、 同条第五項中「同条第十一項」を「同条第十三項」に改め、 同条第六項第一号及び第九項中「第十一項」を「第十三項」に改める。 同条第四項中 同項第二号中「第二十三条の二十五第十 「同条第十一項」を「同条第十三項」に 同項第一号及び第二号中「第十一項」

第三十七条第四項中「第四十三条の三十一第四項」を「第四十三条の三十二第四項」に、 「第四十三条

の三十二第五項」を「第四十三条の三十三第五項」に改める。

附則第四条中 「第十四条の二の二第一項」を「第十四条の二の二の二第一項」に、 「第十四条第十五

項」を「第十四条第十三項」に改める。

(地方自治法施行令の一部改正)

第三条 地方自治法施行令 (昭和二十二年政令第十六号) の一部を次のように改正する。

有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令(昭和三十六年政

別表第一医薬品、

医療機器等の品質、

令第十一号)の項第一号中「、第五十八条から第六十条まで、第六十一条第二項」を削る。

(地方財政法施行令の一部改正)

第四条 地方財政法施行令(昭和二十三年政令第二百六十七号)の一部を次のように改正する。

附則第十六条中 「第十条の四第七号」を「第十条の四第六号」に改める。

(家畜伝染病予防法施行令の一部改正)

第五条 家畜伝染病予防法施行令(昭和二十八年政令第二百三十五号)の一部を次のように改正する。

第六条第一号中「検定」を「検査」に改める。

(毒物及び劇物取締法施行令の一部改正)

第六条 毒物及び劇物取締法施行令 (昭和三十年政令第二百六十一号)の一部を次のように改正する。

第十二条第一号中 医薬品、 医療機器等の品質、 有効性及び安全性の確保等に関する法律 (昭和三十

五年法律第百四 十五号) に規定する日本薬局方で定める基準に適合するトウガラシ末」 を「イ、 口 一又はハ

に掲げるもの」に、 乛 同法に規定する日本薬局方で定める基準に適合するトウガラシチンキ」を「ニ、

ホ又はへに掲げるもの」に改め、同号に次のように加える。

1 医薬品、 医療機器等の品質、 有効性及び安全性の確保等に関する法律 (昭和三十五年法律第百四

十五号。以下この号において「医薬品医療機器等法」という。)に規定する日本薬局方 (以下この

号において「日本薬局方」という。)で定める基準に適合するトウガラシ末

口 日 本薬局方で定める基準に適合しないトウガラシ末であつて、 その性状及び品質が適正なものと

て医薬品 医療機器等法第十四条又は第十九条の二の承認を受けたもの

ハ イ及びロに掲げるトウガラシ末

日本薬局方で定める基準に適合するトウガラシチンキ

二

ホ 日本薬局方で定める基準に適合しないトウガラシチンキであつて、その性状及び品質が適正なも

のとして医薬品医療機器等法第十四条又は第十九条の二の承認を受けたもの

へ 二及びホに掲げるトウガラシチンキ

(特許法施行令の一部改正)

第二条第二号イ中

第七条 特許法施行令 (昭和三十五年政令第十六号) の一部を次のように改正する。

五項」を「第十四条第十三項」に改め、 同号ロ中「第二十三条の二の六の二第五項」を「第二十三条の二

「第十四条の二の二第五項」を「第十四条の二の二の二第五項」に、

「第十四条第十

の六の三第五項」に、「第二十三条の二の五第十五項」を「第二十三条の二の五第十三項」に改め、 同号

二中「第二十三条の二十五第十一項」を「第二十三条の二十五第十三項」に改める。

(独立行政法人医薬品医療機器総合機構法施行令の一部改正)

第八条 独立行政法人医薬品医療機器総合機構法施行令 (平成十六年政令第八十三号) の一部を次のように

改正する。

十七第五項において準用する場合を含む。)及び医薬品医療機器等法第二十三条の二の十七第五項」を 「第二十三条の二の六の二第三項(医薬品医療機器等法第二十三条の二の十七第五項及び第六項」に改め 第一条第二号中「第二十三条の二の五第十三項(同条第十五項(医薬品医療機器等法第二十三条の二の

(武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令の一部改正)

る。

第九条 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令 (平成十六年政令第二百七十

五号)の一部を次のように改正する。

二の六の二第一項」を「第二十三条の二の六の三第一項」に、 の」を「第四十三条の三十七の」に、「第三十七条の三十第三号」を「第三十七条の三十一第三号」に、 「同条第六項」に、 「第四十三条の三十六第三号」を「第四十三条の三十七第三号」に改め、 第二十二条第一項中「第三十七条の三十の」を「第三十七条の三十一の」に、 「第十四条の二の二第一項」を 「第十四条の二の二の二第一項」に、 「同条第六項」を「同条第七項」に、 同条第二項中「同条第五項」を 「第四十三条の三十六 「第二十三条の 同

条第十三項」を「同条第十四項」に改める。

(新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令の一部改正)

第十条 新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令(平成二十五年政令第百二十二号)の一部を次のよう

に改正する。

第三条第二十号ホ中「第十四条の二の二第一項」を「第十四条の二の二の二第一項」に改める。

(厚生労働省組織令の一部改正)

第十一条 厚生労働省組織令 (平成十二年政令第二百五十二号) の一部を次のように改正する。

第五十四条第四号中「及び検定」を削る。

第百三十六条第一項第一号中「国家検定」を「医薬品医療機器等法第四十三条第一項及び第二項の検

査」に、 再生医療等製品及び食品等の試験及び」を「及び再生医療等製品の」に改める。

附 則

この政令は、 医薬品、 医療機器等の品質、 有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法

律附則第一 条第二号に掲げる規定の施行の 日 (令和八年五月一日) から施行する。 ただし、 第一条中医薬

品 医療機器等の品質、 有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第七十五条第九項及び第十一項の改